

## 精華町公共施設使用料等審議会（第一回）

### ◆日時

平成30年7月6日（金）午後1時15分～午後2時20分

### ◆場所

精華町役場庁舎 5階 501・502会議室

### ◆出席者

井上委員、小沢委員、義忠委員、武内委員、柏木委員、島崎委員、  
高鍋委員、田中委員

### ◆欠席者

世羅委員、山口委員

### ◆傍聴者

なし

### ◆議事

#### 1. 開会

木村要精華町長のあいさつ

#### 2. 委嘱状の交付

#### 3. 委員の紹介等

《資料1》精華町公共施設使用料等審議会委員名簿のとおり。

#### 4. 精華町公共施設使用料等審議会条例について

《資料2》精華町公共施設使用料等審議会条例のとおり。

#### 5. 会長・副会長の選出

委員の互選により、会長に小沢委員、副会長に井上委員が選出。

#### 6. 諮問

《資料》諮問書（写）のとおり。

## 7. 審議

### ①事務局から資料についての説明

(事務局) 精華町が地方自治法第244条第1項の規定に基づいて設置をしております、いわゆる公共施設の一覧につきましては、《資料4》で列挙をしております。審議会条例の第2条におきまして、法令等の規定に基づき算定される使用料につきましては、本審議会の所掌事項から除いております。審議の対象として考えられますのは、この《資料4》の一覧のうち、1番から10番までのいわゆる貸し館的なサービスを行っております施設を対象に考えているところでございます。

次に、この対象施設、1番から10番までの施設の現状の料金体系を一覧にしたものが《資料5》でございます。諮問書にも記載がございまして、本町では、これら公共施設の開設当初以来、使用料を大きく見直すことなく今日まで至っておりますが、統一的な料金体系とはなってございません。

具体的に申し上げますと、平日単価、それから休日単価に差を設けている施設と設けていない施設が混在している状況にございます。

加えまして、その隣に倍率ということで記載をさせていただいておりますけれども、平日、休日の単価の倍率が1.5倍であったり、1.2倍であったりと、倍率にもその違いがございます。

次に、加算料金等の関係でございます。

まず、1番、2番の交流ホールとコミュニティーホールにつきましては、冷暖房費を基本使用料に加算、基本使用料にプラスして加算してございますけれども、冷暖房費の追加加算を設定しているのはこの2施設のみでございまして、他の屋内施設ではこういった加算はございません。

次に、照明代の加算ですけれども、一般的な屋内施設について加算はございませんが、屋外のグラウンドや体育館、また舞台照明という特殊照明につきましては、照明代の加算料金を設定してございます。

次に、町外利用の割り増しにつきましては、町外者の利用をまず認めていない学校施設等を除きましては、基本使用料の2倍という設定となっております。なお、町内、町外の区分につきましては、かしのき苑とむくのきセンターにおきましては、使用者総数のうち町内利用者が3分の2に満たない場合は町外利用扱いとするという規定がございまして、他の施設におきましては、そうした規定は

ございません。

次に、営利利用の割り増しにつきましては、規定上、明確に利用不可と定めている施設、それからそもそも営利利用という想定がなく規定をそもそも置いている施設がございますが、営利利用を認める場合は全て基本使用料の2倍という設定になってございます。

次に、一日の貸し出し可能時間の全時間を使用される全時間使用割引につきましては、割引のある施設とない施設がございますが、割引がある施設につきましては、その割引率は基本使用料の0.8、すなわち2割引きという率は同じとなっております。

次に、備品や附属設備の使用に関しましての追加料金でございますが、備品や附属設備の追加料金を課している施設の料金表を一覧にしております。

次に、《資料6》に移らせていただきます。《資料6》につきましては、各公共施設の減免規定を一覧にしております。

まず、減免の率につきましては、A3の真ん中ほどに縦に並んでおりますけれども、全額免除、あるいは5割減額というのが大半でございますが、1番の交流ホールにおきまして、1つだけ3割減額というものがございます。また、内容につきましても、《資料6》の右側に内容ごとに一覧表にしておりますけれども、例えば区または自治会が行う事業の場合におきましては、ほとんどの施設において全額免除となっておりますが、こちら華工房におきましては5割減額となっております。同じ団体に対しても減免率が異なっております。

なお、コミュニティーホールとむくのきセンターにつきましては、指定管理者制度を導入して利用料金制度を敷いてございますことから、その利用料につきましては指定管理者の収入となり、町の収入としては収受をしておりません。

続きまして、現行のこうした料金体系によります公共施設ごとの詳細な資料を《資料7》で用意をしております。

まず、一番上の交流ホールを例にご説明を申し上げますと、左側の1といたしまして、施設の概要を記載しております。

そして、2といたしましては、料金体系を記載しております。

次に、3といたしまして、直近の利用実績の平均値を数値で記載をしております。

次に、4といたしまして、その施設の収入及びコストの推移を記載してございます。この数値をわかりやすく示すために、下のところでグラフで表示をしてございます。各年度の棒グラフの右側がこの施設に対してかかっているコストとなっておりまして、右側のグラフの下部分、黄色っぽい部分が維持管理費を示してございます。そして、その上の青い部分が資本費相当額となっております。また、各年度の棒グラフの左側が、収益を示しておりまして、額が非常に小さいため、ほぼ見えないくらいではあります。使用料収入を示しております。

次に、青い部分の上に乗っかっているオレンジ色部分でございまして、これにつきましては、減免相当額を示してございます。減免ということで、実際には利用される方からその分の使用料はいただいているわけではございますが、減免ではなかったとすればこれだけの収入があったとの意味合いから、このオレンジ色でその収入相当額を示しているというところでございます。

同じ資料を各公共施設それぞれ示してございますので、またごらんいただけたらと思っております。

この各棒グラフの右側のコストに対して左側の収益が届いていないその差額分につきましては、いわゆる税による負担、公費負担となっている部分でございまして、その公費負担の割合を緑色の折れ線グラフで表示しているというところでございます。

冒頭ご説明を申し上げましたとおり、本町におきましては、現状、公共施設使用料の明確な基準がなく、各施設の開設以来今日まで至っておるのが実態でございまして。施設に係るコストに対して、直接的な対価といたしまして使用者の使用料という形で負担をお願いする範囲、それから税によって負担をする範囲というものを明確にして、また使用者にご負担いただく使用料や減免規定の体系につきましても、各施設で相違がございましてことから、今回、統一するのが望ましい点は統一をし、施設の設置目的に照らしまして、相違があれば、その相違が合理的であるものは改めてその合理性を明確にして、公共施設の適正かつ効率的な運営につなげてまいりますため、使用料等の設定基準のあり方について、先ほど木村町長から諮問をさせていただいたものでございます。

また、《資料8》につきましては、それぞれの施設の条例と規則を抜粋してご用意いたしました。利用料金、使用料金のほか、申し込み方法や施設の予約がで

きる期間など、詳細につきましては、条例、規則に規定をしてございますことから、詳細をご確認いただく際にごらんいただければと存じます。

なお、公共施設使用料に関しましてのこうした取り組みは、ほかの多くの自治体でも取り組まれてございまして、あくまで参考事例の一つではございますけれども、《資料9》といたしまして、北名古屋市様の資料をご用意させていただきました。

また、その他20団体程度ですが、こうした北名古屋市様と同じように公共施設に関する指針というものを公表されている自治体がありますので、その各自治体の内容を集約した一覧表を《資料10》としてお配りをさせていただいておりますので、参考にしていただければと考えております。

以上が精華町におきます公共施設の現状と諮問内容の詳細でございました。本審議会でのご審議をお願いいたしまして、最終的には公共施設使用料のあり方につきまして答申を頂戴したく、よろしくお願いを申し上げます。

なお、《資料11》といたしまして、当審議会の想定でのスケジュールをお配りしてございます。おおむね年内から来年の初めごろまでの期間で、開催回数は5回程度を想定してございますが、委員の皆様方におかれましては、公私ご多用とは存じますが、どうぞよろしくお願いをいたします。

また、今後、ご審議を賜ります上におきましては、何よりも各施設を実際にごらんいただくことが重要ではないかと考えてございますことから、各施設の現地視察も予定してございますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

## ②主な質疑

(柏木委員) 《資料10》他団体参考事例一覧表右から3つ目のところで、無料施設の有料化という欄がありまして、もともと無料施設だったのが有料化したということだと思いますが、適用ありが結構あるなということで、具体的にどういうふうに変わっていったのか教えてください。

(事務局) 確かに無料施設だったものを、同じようにいろいろな検討をされて有料化に切りかえられたというような自治体もございます。ただ、今この資料の一覧に記載はさせていただきましたが、各自治体でどういう経過であったりとか、その各自治体のどの施設がどの程度有料化になったかという詳細までは今現時点では押さ

えておりませんので、申しわけございませんが、次回までに調査してお示しさせていただきますたく存じます。

(会長) 《資料10》他団体参考事例一覧表ですけど、どういう基準でこれをまとめられたのですか。

(事務局) 《資料9》といたしまして、北名古屋市の事例を紹介させていただきましたが、こちらはホームページなどで検索ができる範囲でさせていただいたというもので、おおむね20団体程度、無作為に抽出して調査をしたというところがございます。特段この20団体に対して何かの事務局側の思いがあって選定したというものではございません。

(副会長) 《資料11》今後のスケジュールの案についてですが、1月上旬にパブリックコメント実施となっています。その後、1月の下旬に第5回、最後の審議会が計画されており、第4回の審議会終わってから少し取りまとめの時間があつて、1月上旬にパブリックコメント実施とありますが、1月の中旬に実施する意図といえますか、何かここが一番いいタイミングとされているのですか。あと、今の案でいきますと、パブリックコメントがまとまってから最後の審議会まで余り時間がないと思いますので、最後十分にパブリックコメントの反映が可能なのかなというのが少しわからないので、2点、確認させていただければと思います。

(事務局) パブリックコメントのタイミングでございますが、パブリックコメントを実施する前にその意見を求める場ということで、議会へ報告するというのが通例となっております。そのため、12月議会で報告をさせていただいて、その報告の後にパブリックコメントに付せばなということで、1月とさせていただいております。

今後議論を経て、スケジュールが縮まり日程が合えばその間に入れさせていただければと考えてございますけれども、議会への報告の関係もあり、このような日程で提案させていただくことにつきましては、ご理解いただければと考えてございます。

(会長) このスケジュールに議会がいつあるということを書きいただけると、議会への説明の期間を置いているというのがわかるので、それを書きいただけますか。

(事務局) わかりました。

(田中委員) 《資料11》の日程ですが、第2回目の会議の日は決めていただいたほうが

よいと思います。

(事務局) 第2回目につきましては、本日を待たず先行して、8月2日の木曜日ということで皆様にご内諾を頂戴しております。第3回以降につきましては、まだ具体的に決まっておられませんので、早急に第3回目の日程も調整に入らせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(会長) 平日と休日の利用料金の格差が課題になるということも考えられているということですが、一応平日を基準にし、休日をその何倍かという形にしていますよね。平日の利用が基準になると決められる施設と、施設の性格からいうと、平日の昼間は、利用しやすい人と利用しにくい人がいるので、町民の利用を促すということであると、どこを基準にするのがよいのか。平日の昼間なのか、平日の夜なのか、休日なのかというのは、考え方として整理しておく必要があると思いますが、現在事務局ではそのことについて、何か思っていることはありますか。

(事務局) 現状、平日を基準とし、休日のほうが高くなっているというご指摘もいただいておりますが、中には休日単価を基準とし、稼働率を上げるがために平日単価を下げている施設もあります。また、私は勤労のために平日使うことができないのに休日のほうが高いというようなご意見も出ております。そのため、単価を一緒にしたらいいのではどうかといったようなご意見もいただいております。

そのような中で、事務局としては、その休日・平日の単価をどうすべきなのかということは、審議会の中でご議論をいただいて、方針を決めていきたいと考えてございます。

(会長) 平日利用が標準で、休日を割り増しする施設があるにしても、逆に、休日しか利用できないのに、それが標準じゃないかということも、町民の方からご意見が寄せられているということでしたら、そういうことも含めて、この審議会では議論していきたいなというふうに思います。

(柏木委員) そういう意味からいきますと、その本当に平日と休日が、格差がそもそも発生するのがいいのかどうかも含めて、多分根本的なところから、今まで何もやっていっしやらなかったという最初のご説明があったので、ここで一からフラットにディスカッションされたいというふうに私は認識をしております。もちろんその応益負担ですとか、その先ほどおっしゃってました税と使用料との兼ね合いですとか、そういったものも含めて、ちゃんとした基準もおつくりになりたい

ということかなというふうに理解をしています。

## 8. 現地視察

コミュニティーホール ⇒ かしのき苑 ⇒ 華工房 ⇒ むくのきセンターを現地視察。

以上